

クイーンズランド補習授業校

ゴールドコースト校 保護者会規約

・ 名 称

第1条 本会の名称は、「クイーンズランド補習授業校ゴールドコースト校保護者会」とする。

・ 目 的

- ・ 日本語補習授業校の教育活動と円滑な学校運営を積極的に支援する。
- ・ 生徒の安全で意義ある学校生活を支えるために積極的に協力する。

・ 構 成

- ・ 「会員」日本語補習授業校に在籍する児童・生徒の保護者で構成され、入学と同時に会員となり、児童・生徒の退学によって退会とする。
- ・ 「委員と保護者会役員」
- ・ 原則として各学年、クラスから前年度のクラス委員が2名（男子生徒保護者から1名、女子生徒保護者から1名）のクラス委員を選出する。
- ・ 役員会は、会長1名、副会長6名（内会計2名）、図書委員長1名より構成される。
- ・ 図書委員会は保護者会に含まれ、委員の人数は委員長を含む6名とする。
- ・ 会長、副会長、図書委員の人選は、事前の立候補を含めて前会長が候補者を決める。候補者が定員に達しない場合は、新年度初日（入学式の日）に小学3年、5年、中学1年からくじ引きにて選出し（補欠2名含）、定時総会に承認を求める。また、任期は原則として1年とする。
- ・ 同様に日本人会教育理事も定員に達していない場合、同日に小学4年、6年、中学2年からくじ引きにて選出する。（補欠2名含）
- ・ くじ作りは公正を期す為、前日本人会理事または保護者会役員が作成する。
- ・ 全ての保護者は原則として補習校に通う自身の子供の合計数×1年間、保護者会役員、図書委員、日本人会理事のいずれかを務める義務を有する。（但し、第3子以降はその限りではない）

第3条

- ・ 会長は保護者会を代表し、それぞれの総会、役員会を招集、会議を主宰する。
- ・ 会長、副会長2名は「クイーンズランド補習授業校運営委員会（運営委員会）」の運営委員となる。その他の副会長も運営委員会が定める役割を果たす。

・ 総 会

第1条「運営」

- ・ 定期総会は年1回とする。ただし役員会が必要と認めた時には臨時総会を開催することができる。
- ・ 会の成立は在籍する児童・生徒の保護者数の3分の1以上の出席による。
- ・ 決議は出席保護者数の過半数の賛否によって決定する。

第2章 会長は総会の決議事項を速やかに「クイーンズランド補習授業校運営委員会」に報告する。

・ 活 動

- ・ 本会員は具体的に次のことを行う。
- ・ 順番制による当番を編成し、次のような授業運営の補助活動を行う。
①鐘鳴らし ②図書整理・貸し出し補助 ③学内巡回・保安 ④救護 ⑤諸連絡・その他
- ・ 学校行事における協力活動。
- ・ 必要に応じ日本人会の行う行事に参加・協力

・ 細 則

会の運営に必要な細則は、役員会において決定する。

平成 27 年 (2015 年) 5 月 15 日 一部改正

平成 28 年 (2016 年) 5 月 14 日 一部改正

平成 30 年(2018 年)5 月 12 日 一部改正